

子どもの権利

【制定の趣旨】

当院では、平成 19 年 4 月 1 日に『患者の権利と義務』を制定しておりますが、今回、下北地域の小児医療の中核病院として、子どもの権利について定め、ここに『子どもの権利』を制定することに致しました。

- 1 病びょうきにかかったとき適てきせつ切ちりょうな治う療うを受けることができます
- 2 ひとりの人にんげん間かんとして大たい切せつにされ、病びょういん院いんやご家か族ぞくの人ひとたちと一いっしょ緒ちりょうに治う療うを受けることができます
- 3 病びょうきが早はやく良よくなるように、あなたあなたの体からだの状じょう態たいや気き持もちを病びょういん院いんやご家か族ぞくの人ひとたちに教おしえてください
- 4 病びょうきのことや治ちりょう療ほうしん方ほう針しんについてわわかかりりやすい言ことばばで教おしえてもらもらうことことががででききまます
- 5 入にゅういん院いんしているときもご家か族ぞくと一いっしょ緒しょにすすごごししたたり勉へん強きょうしたりああそそびたりするすることことががででききまます。

平成 29 年 1 月 11 日制定

平成 29 年 4 月 11 日改定